# 第3節

# 日米安全保障体制の 信頼性向上のための諸施策

日米安保体制については、その実効性を確保し、信頼 性を向上させるために不断の努力が必要とされる。本節 では、前節で言及した以外の諸施策について説明する。

# 1 日米政策協議

### 1 日米間の主要な協議の場

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常の外交ルートによるもののほか、「2+2」会合、日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)、防衛協力小委員会(SDC) Subcommittee for Defense Cooperation など防衛・外務などの関係者によって各種のレベルで緊

密に行われている。これら協議の枠組は図表Ⅲ-2-3-1のと おりである。

さらに、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議している。

#### 図表Ⅲ-2-3-1 安全保障問題に関する日米両政府の関係者間の主な政策協議の場

↓⊅≡≚ Λ↓⊟	出席対象者		目 的	↓□ +hn ナ、じ	
協議の場	日本側	米 側	ם פו	根拠など	
日米安全保障 協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」会合)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の 促進に役立ち、および安 全保障の分野における協 力関係の強化に貢献する ような問題で安全保障の 基盤をなし、かつ、これ に関連するものについて 検討	安保条約第4条などを 根拠とし、60(昭和35) 年1月19日付内閣総理大 臣と米国国務長官との往 復書簡に基づき設置	
日米安全保障 高級事務レベ ル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は 一定していない <sup>(注2)</sup>	参加者は 一定していない <sup>(注2)</sup>	日米相互にとって関心 のある安全保障上の諸問 題について意見交換	安保条約第4条など	
防衛協力 小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊 と米軍の間の整合のとれ た共同対処行動を確保す るためにとるべき指針な ど、日米間の協力のあり 方に関する研究協議	76(昭和51)年7月 8日第16回日米安全保障 協議委員会において同委 員会の下部機構として設 置。その後、96(平成8) 年6月28日の日米次官級 協議において改組	
日米合同 委員会 (原則として隔週開催)	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使・参事官など	地位協定の実施に関し て協議	地位協定第25条	

- (注1)90(平成2)年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。
- (注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
- (注3)96(同8)年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。
- (注4) 97(同9) 年9月23日、防衛庁運用局長(当時)が加えられた。



増田事務次官とキーティング米太平洋軍司令官



また、防衛省の実務レベルにおいても、日米安保体制の下、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っており、近年、日米の防衛協力が進んだことにより、これらの機会は一層重要になってきている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ、日米間において情報と認識を共有していくことは、日米間の一層の連携強化・緊密化を通じて日米安保体制の信頼性の向上に資するものであり、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

# 2 日米防衛相会談

06 (平成18) 年以降の日米政策協議 (閣僚級) の実績 は、図表Ⅲ-2-3-2のとおりである。

本年5月1日には、米国ワシントンにおいて、浜田防 衛大臣とゲイツ国防長官の間で防衛相会談が行われた。そ の概要は、次のとおりである。

# (1) 北朝鮮

米側より、本年4月の北朝鮮によるミサイル発射事案への対応では、日米両国が、発射前の連携や国連での対応などで協調することができたこと、また、軍事面での協力は今後とも重要である旨の発言があり、日本側より、日米は北朝鮮への対応をはじめ多くの課題を有しており、それぞれの課題の対応を円滑に行っていくために、統一



シュワルツ米空軍参謀総長と外薗航空幕僚長

的な視点からハイレベルでの協議を行っていく必要がある旨述べた。

#### (2) 日米同盟総論

日本側より、日米同盟の強化は麻生内閣総理大臣の指示でもあり、今回のような閣僚レベルでの会談は、同盟の強化に貢献するものである旨述べた。米側より、日米の防衛面での関係は健全であり、昨年のジョージ・ワシントンの横須賀入港はこれを象徴するものであること、また、わが国に対する拡大抑止」および日米安保条約上のコミットメントについて改めて確認するとの発言があった。

<sup>1)</sup> 拡大抑止とは、ある国の有する抑止力、すなわち「侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすもの」が、他国の防衛及び安全保障に対しても提供されることをいう。

## (3) 米軍再編

米側より、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」が 衆議院で可決されたことを歓迎するとの発言があり、日 本側より、沖縄の問題はセンシティブであり、引き続き努力が必要であること、また、今後、米軍再編関連の予算を確保し、しっかりと再編を進めていきたい旨発言した。

#### 図表Ⅲ-2-3-2 日米協議(閣僚級)の実績(2006年以降)

年月日	会議/場所	出席者	概要・成果など
06. 1.17	日米防衛首脳会談 /ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・日米安保体制の意義と重要性、米軍再編を成功させるための作業の加速について認識の一致 ・額賀長官より、新しい日米同盟のあり方について今後議論していく 旨発言 ・イラク人道復興支援や在日米軍人などによる事件について意見交 換
06. 4.23	日米防衛首脳会談 /ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・在沖米海兵隊のグアムへの移転経費などについて協議
06. 5. 1	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ワシントン	額賀防衛庁長官 麻生外務大臣 ラムズフェルド国防長官 ライス国務長官	・日米同盟の重要性およびイラクの復興・民主化、テロとの闘いにおける国際協力の重要性の確認 ・米側から、自衛隊の派遣などの日本の支援に対する謝意・イランの核問題、北朝鮮情勢、中国情勢などについての意見交換・兵力態勢の再編に関する最終とりまとめ。「再編実施のための日米のロードマップ」と題する文書の公表
06. 5. 3	日米防衛首脳会談 /ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・最終とりまとめをみた再編の今後の具体的進め方などについて意見 交換
06. 6. 4	日米防衛首脳会談 /シンガポール	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・米軍再編に関する最終とりまとめが両国にとって重要な意義があっ たことなどを確認
07. 4.30	日米防衛相会談 / ワシントン	久間防衛大臣 ゲイツ国防長官	・各再編案の着実な実施、情報保全、BMD 分野の情報共有など 運用面の協力強化、役割・任務・能力の継続検討などについて、 意見が一致
07. 5. 1	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ワシントン	久間防衛大臣 麻生外務大臣 ゲイツ国防長官 ライス国務長官	・06年5月のロードマップに従った米軍再編の着実な実施を確認 ・BMD協力の強化、特に情報協力、運用協力の強化を確認 ・あらゆる種類の米国の軍事力に基づく、日本の防衛に対する米国 のコミットメントに変わりないことを再確認 ・「同盟の変革:日米の安全保障及び防衛協力の進展」と題する 文書の公表
07. 8. 8	日米防衛相会談 / ワシントン	小池防衛大臣 ゲイツ国防長官	・在日米軍再編については、ロードマップに従って日米合意どおりに 早期に実現していくとの認識で一致 ・情報保全の強化、テロとの闘いなどについて意見交換
07.11. 8	日米防衛相会談 /防衛省	石破防衛大臣 ゲイツ国防長官	・インド洋における給油活動や米軍再編など個別の課題とともに、将来に適応した日米同盟の変革について議論 ・BMDに関し、引き続き協力を行っていくことおよび、日米の役割・任務・能力の検討を継続し、二国間協力の実効性を高めることの重要性を確認
08. 5.31	日米防衛相会談 /シンガポール	石破防衛大臣ゲイツ国防長官	<ul><li>・インド洋における補給支援活動の再開をはじめ、国際社会の平和と安定のため、引き続き緊密に協力していくことで一致</li><li>・米軍再編について、ロードマップに従った着実な実施を再確認するとともに、今後の進め方などについて意見交換</li></ul>
09. 5. 1	日米防衛相会談 /ワシントン	浜田大臣 ゲイツ国防長官	・北朝鮮への対応をはじめとする日米間の多くの課題について、ハイレベルでの協議を行っていくことの必要性、米国のわが国防衛に対するコミットメント、米軍再編を引き続きしっかりと進めていくこと、QDR および防衛大綱の検討にあたり、日米間の対話を継続することなどの確認・アフガニスタン・パキスタン支援、海賊対処、F-Xなどについて意見交換

#### (4) QDRおよび防衛大綱

米側より、「4年毎の国防計画の見直し」(QDR)の策 Quadrennial Defense Review 定過程において、日米間で行われている対話を継続して いきたいとの発言があり、日本側より、今後、日米同盟 のあり方について、閣僚レベルなどで議論し、個別分野 における議論が円滑に進むようにしたい旨述べた。

なお、会談後に米側からQDRについて、日本側から防 衛大綱について、それぞれの検討状況に関するブリーフ ィングと意見交換を行った。

# (5) アフガニスタン・パキスタン支援および海 賊対処

米側より、わが国のリーダーシップを歓迎するとして、
①アフガニスタンにおける警察支援(警察官の給与6か月分の負担)および幹線道路(リングロード)整備の支援、②本年4月のパキスタン・フレンズ閣僚会合の日本での開催と10億ドルの支援表明、③アデン湾への護衛艦2隻の派遣について言及があり、日本側より、アフガニスタンおよびパキスタンの支援について、わが国としてもできることをやっていきたいが、自衛隊の派遣については制約があること、米国が、わが国によるアフガニスタンへの貢献について、外務省と防衛省の取組を両輪と

して理解していることは心強い旨発言した。

また、日本側より、本年5月末を目途にソマリア沖に P-3Cを派遣するべく努力している旨述べ、米側より、これを歓迎するとの発言があった。

#### (6) 次期戦闘機(F-X)

米側より、米国議会の状況について説明があり、日本 側より、わが国の防衛のためには、しっかりとした防空 能力を持つ航空機を導入する必要がある旨述べた。



ゲイツ米国防長官との会談に臨む 浜田防衛大臣(本年5月)

# 2 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための諸施策

### 1 「日米防衛協力のための指針」

96(平成 8)年の日米安全保障共同宣言において、「日 米防衛協力のための指針」<sup>1</sup>(「前指針」)の見直しがあげ られた。これを踏まえ、日米両国は、日米安保体制の信 頼性のさらなる向上を図るため、「前指針」を見直し、97 (同 9)年、「2 + 2」会合において、新たな「日米防衛 協力のための指針」(「指針」)が了承された。その概要は、 次のとおりである。

参照 資料37 (P357)

### (1)「指針」の目的

「指針」は、平素から並びにわが国に対する武力攻撃 および周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある 日米協力を行うための堅固な基礎を構築することなどを 目的としている。

# (2)「指針」において定められた協力事項 ア 平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛およびより安定した国際的 な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平 素から情報交換および政策協議、安全保障対話・防衛交

<sup>1) 78 (</sup>昭和53) 年に作成された前指針。日米安保条約などの目的を効果的に達成するため、日米の協力のあり方について規定したものである。

流、国連平和維持活動および人道的な国際救援活動、共同作戦計画および相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、調整メカニズムの構築などさまざまな分野での協力を充実する。

# イ わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動 など

わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素であり、自衛隊は主として防勢作戦<sup>2</sup>を行い、米軍はこれを補完・支援するための作戦を、整合性を保ちつつ、それぞれの作戦構想に基づき対処する。

参 照 資料44 (P372)

#### ウ 周辺事態に際しての協力

日米両国政府は、周辺事態<sup>3</sup>が発生することのないよう、 外交を含めあらゆる努力を払う。

参 照 資料45 (P373)

### (3)「指針」の下での日米共同の取組

「指針」の下での日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果をあげるためには、前述の安全保障上の種々の状況を通じ、両国が協議を行い、さまざまなレベルで十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが必要不可欠である。このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換と政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整および作戦・活動分野の調整のため、以下の二つのメカニズムを構築する。

#### ア 包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において「指針」の下での日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。 包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周 辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画と相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。 (図表Ⅲ-2-3-3 参照)

#### イ 調整メカニズム

00 (同12) 年に構築された調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。

(図表Ⅲ-2-3-4 参照)

#### 2 「指針」の実効性を確保するための諸施策

#### (1)「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するため、平素からの取組をはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが重要である。このような観点から、平素から「指針」における共同作戦計画および相互協力計画についての検討を含む日米間の共同作業を政府全体として協力して進めることが必要である。

このため、周辺事態における日米協力との観点から、周 辺事態安全確保法、船舶検査活動法などの法制整備が行 われた。

また、武力攻撃事態等における協力の観点からは、有事法制整備の一環として、米軍の行動の円滑化のための措置が講じられている。

# (2) 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の 概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が 行う措置、その実施の手続などを定めている。また、船 舶検査活動法は、周辺事態に対応して、わが国が行う船 舶検査活動に関して、その実施の態様、手続などを定め ている。その概要は、次のとおりである。

**<sup>2)</sup>** 敵の攻勢に対し、その企画の達成を阻止する目的をもって行う作戦。攻勢とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

<sup>3)</sup> そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態(周辺事態安全確保法第1条)

#### 図表Ⅲ-2-3-3 包括的なメカニズムの構成

#### 内閣総理大臣 大統領 :〔共同作業のための包括的: なメカニズム〕 日米安全保障協議委員会(SCC) Security Consultative Committee 外務 国務 方針の提示、作業の 大臣 長官 進捗確認、必要に応 国防 防衛 じ指示の発出 大臣 長官 関係省庁局長 防衛協力小委員会(SDC) Subcommittee for Defense Cooperation 等会議 日本側 〔議長:内閣官 整 ○外務省北米 ○国務次官補 房副長官〕 局長、防衛 国防次官補 国内関係省庁 省防衛政策 ○在日米大使 にかかわる事 局長および 館、在日米 項の検討およ 運用企画局 軍、統合参 び調整 自 謀本部、太 長 徫 ○統合幕僚監 平洋軍の代 隊 重 $\sigma$ 部の代表 表 0 指 指 SCCの補佐、包括的なメカニズ 揮 [調整] ムの全構成要素間の調整、効果 系 的な政策協議のための手続およ び手段についての協議など 連絡・調整 〔調整〕 の場 〔調整〕 ○必要の都度、 共同計画検討委員会(BPC) 外務省・防 Bilateral Planning Committee 衛省が設定 日本側 米 側 ○BPCとして 在日米軍副司 統合幕僚副長 計画につい 令官、米軍の 自衛隊の関係 ての検討を 関係者 効果的に実 共同作戦計画および相互協力計 施するため に必要な関 画についての検討や、共通の基 係省庁との 準および実施要領などについて 整 の検討の実施 調整

#### 図表Ⅲ-2-3-4 調整メカニズムの構成

			_			
日米合同委員会			日米政策委員会			
	は側針北米	米 側 在日米軍副 司令官など	(第一義的責任)	内外衛隊の※ 日閣務省の代必他省表 時関の庁も まま 時関の庁も まま 時関の参	国務省 日米之 国防省 日米国	側・貨・値を は使・の代表の代表
	項につ	Eの実施に関 Oいての政策		日米合同委員 属さない事項 政策的調整		
	内防長※ 一 一 の 日	要時、他の関係での代表も参加を表する。 ドライン・タリ委員会の下に を委員会の下に では、一つのなり	7フォー	ス/運営委員 米 側館、 米大課長級の フォ委員設 でよるは、 でプとして機能	在日本代表	
		i隊と米軍双力 )関与を得る必 <u>}</u>				
				目互調整・情: 交換〕	報など	の
		日米井	中間調			
		日本側 原僚監部、陸 2各幕僚監部の		米 側 日米軍司令部	の代	
	自衛隊と米軍双方の活動について調整					

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後 方地域支援<sup>4</sup>、後方地域捜索救助活動または船舶検査活動 などを行う必要があると認めるときは、その措置を行う ことおよび対応措置に関する基本計画の案について閣議 決定を求めなければならない。また、対応措置の実施に ついては、国会の事前承認、緊急時は事後承認を得なければならない。

防衛大臣は、基本計画に従い、実施要項(実施区域の 指定など)を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊 の部隊などに、自衛隊による後方地域支援、後方地域捜

<sup>4)</sup> 後方地域とは、わが国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海(領海の基線から200海里(約370km)までの水域である排他的経済水域を含む。)およびその上空の範囲をいう。

索救助活動および船舶検査活動の実施を命ずる。

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる<sup>5</sup>。

内閣総理大臣は、基本計画の決定・変更および対応措 置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。

#### (3) 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安全保障条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である。(周辺事態安全確保法第3条第1項第1号)

自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・ 役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空 港・港湾業務および基地業務である。

#### (4) 後方地域捜索救助活動

後方地域捜索救助活動とは、周辺事態において行われ

た戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方 地域においてわが国が行う捜索救助活動(救助した者の 輸送を含む。)である。(周辺事態安全確保法第3条第1 項第2号)

戦闘参加者以外の遭難者についても救助を行う。また、 実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、こ の外国の同意を得て、その遭難者の救助を行うことがで きる。ただし、その海域において現に戦闘行為が行われ ておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われる ことがないと認められる場合に限る。

#### (5) 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶(軍艦など<sup>6</sup>を除く。)の積荷・目的地を検査・確認する活動および必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。この活動は、国連安保理決議に基づいて、または旗国<sup>7</sup>の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海(排他的経済水域<sup>8</sup>を含む。)において行われる。(船舶検査活動法第2条)

# 3 日米共同訓練

自衛隊と米軍の共同訓練は、それぞれの戦術技量<sup>1</sup>の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じて、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、インターオペラビリティ(相互運用性)を向上させておくことは、日米共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携・調整要領を平素から訓練しておくことも重要である。このような努力は、ひ

いては日米安保体制の信頼性と抑止効果を維持し向上させることにもつながる。

このため、自衛隊は、米軍との間で、これまでも各種の共同訓練を行っており、今後ともその内容の充実に努めていく方針である。たとえば、本年1月に行われた日米共同統合演習(指揮所演習)においては、統合幕僚監部、陸上・海上・航空自衛隊および米軍の各部隊が参加するとともに、関係省庁などの協力を得ながら、わが国

- 2-5) 政府は、協力を求められまたは協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。
  - 6) 軍艦および各国政府が所有しまたは運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの
  - 7) 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国
  - 8)「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第 1 条 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08HO074.html>参照
- 3-1) 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など



実動訓練中の陸自および米海兵隊の隊員



嘉手納基地に展開した米空軍F-22戦闘機(手前)と 編隊飛行する空自F-15戦闘機

# COLUMN

**VOICE** 

解説

## 日米共同訓練で活躍した隊員の声

統合幕僚監部 運用部 訓練班長

等陸佐

) むら さとる **休け 作** 

日米共同訓練は、日本の防衛や周辺事態などの各種の事態に対応するため、①日米が相互に、またはそれぞれに取り決めている様々なメカニズムや計画、そして保有している装備などがしっかり機能するかどうかを確認すること、②日米共同で各種の事態に対応するための能力を維持・向上すること、を主な目的としています。日米共同訓練と言えば、「日米両部隊の突撃と支援する戦車、艦艇、戦闘機・・・」が典型的なイメージかもしれません。しかし、大部隊の行動にともなう様々な制約などを回避しつつ、上級の司令部などが高いレベルの判断や意志決定を行い、行動に必要な事項を確実に遂行できるよう訓練する場合、部隊の実動をともなわない「指揮所演習」方式が採用されます。

私は、統合幕僚監部運用部の訓練班長として、日米共同訓練の企画などを担当しており、平成21年1月に行われた「日米共同統合演習(指揮所演習)」においては、米軍横田基



野村1佐と在日米軍担当者

地に設けられた日米共同で演習統制を行う部署で、自衛隊側の責任者として約1週間連続して米軍とともに勤務しました。 平素から会議や共同作業などを通して相互理解を深める努力をしていますが、実際に演習を行ってみると、同じ事象に接 しても日米でその解釈や認識が異なっていることや、新たに検討すべきことなどを明らかにすることができました。このよ うな各種の問題点などを速やかに解決するため、演習の直後に日米で研究会を開き、改善のために役立てました。

日米両国を取り巻く環境は刻々と変化するため、定期的にこのような演習を行って日米が共同で対応しなければならない 事態に備えることが必要です。「いざ」という時に日米両部隊が実際に採るべき行動を効果的に訓練して、機能と能力を高 めることが日米安全保障体制の強化につながり、ひいては国民の皆様の期待に応えられるものと信じ、今後も職務に励みた いと考えています。 防衛のための日米共同対処および周辺事態などの各種事態における自衛隊の対応と日米協力について検証・演練

を行い、共同統合運用能力の維持・向上を図った。

参 照 資料46 (P374)

# 4 日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定<sup>1</sup> (ACSA) は、自衛隊と米 Acquisition and Cross-Servicing Agreement 軍との間で、いずれか一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、その物品や役務を提供できることを基本原則としている<sup>2</sup>。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のた

めの努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練などから、国際平和協力活動、周辺事態、武力攻撃事態などのさまざまな状況における協力に適用される。

(図表Ⅲ-2-3-5 参照)

#### 図表Ⅲ-2-3-5 日米物品役務相互提供協定(ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現場において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用範囲



| は、04年の改正で追加

# 5 装備・技術面での交流

日米両国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく、相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面に関する協力を積極的に進める必要がある。

わが国は、日米技術協力体制の進展と技術水準の向上などの状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則等によらず武器技術を供与することとし、83(昭和58)年、「対米武器技術供与取極」<sup>1</sup>を締結した。またこれに代えて06(平成18)年6月、「対米武器・武器技術供与取極」<sup>2</sup>が

日米政府間で締結された。

参照 II部2章2節 (P127)

これらの枠組の下、携帯地対空誘導弾(PSAM)関連 Portable Surface to Air Missile 技術などをはじめとして、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など18件の武器・武器技術の対米 供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術問題についての意見交換の場である日米装備・技術定期協議(S&TF)などで Systems and Technology Forum 協議を行い、そこで合意された具体的なプロジェクトに

<sup>4-1)</sup> 正式名称:日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ 合衆国政府との間の協定

<sup>2)</sup> 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務および弾薬(武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ。)である。(武器の提供は含まれない。)

<sup>5-1)</sup> 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文

<sup>2)</sup> 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

ついて日米共同研究開発などを行っている。92(同4)年 以降、共同プロジェクトに関する政府間取極を締結し、これまで17件の共同研究(内11件は既に終了)などを行っている。日米間での装備・技術協力は、両国にとって、イ ンターオペラビリティの向上や、研究開発コストとリス クの低減などの意義があり、日米両国は今後の協力の拡 大についても検討を行っている。

参 照 資料47 (P376)

# 6 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対する米国の深い関与の意思表示でもある。在日米軍は、さまざまな形でわが国とアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするための諸施策を積極的に行い、日米安保体制の信頼性の向上を図ることとしている。

#### 1 在日米軍の駐留に対するわが国の支援

#### (1) 在日米軍駐留経費負担

在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で重要である。このような観点から、わが国は財政事情などにも十分配慮しつつ、日米地位協定の範囲内で、あるいは特別協定<sup>1</sup>に基づいて、できる限りの努力を払ってきた。現在、防衛省においては、図表Ⅲ-236のとおり在日米軍駐留経費の負担を行っている。

#### 図表Ⅲ-2-3-6 在日米軍駐留経費負担の概要

区分	概要	根拠		
提供施設整備費(注)				
	○昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する 部分を超える給与を日本側が負担(格差給、語学手当および退職手当のうち国家公 務員を上回る部分については、激変緩和措置を設け平成20年度に廃止)	地位協定の 範囲内		
労務費	○昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定 (昭和62年度)		
	○平成3年度から、基本給などを日本側が負担 (段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限労働者数の範囲内で全額を 負担。)	特別協定 (平成3年度)		
	○平成3年度から電気、ガス、水道、下水道および燃料(暖房、調理、給湯用)を日本側が負担 (段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担。)	特別協定 (平成3年度)		
光熱水料等	○平成13年度から、上限調達量について、特別協定(平成8年度)の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定 (平成13年度)		
	○平成20年度から、金額に相当する燃料などの負担となり、平成20年度については平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料などを、平成21、22年度については平成19年度予算額から1.5%減額し、約249億円に相当する燃料などを負担	特別協定 (平成20年度)		
訓練移転費	○平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定 (平成8年度)		

(注) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設 (隊舎、家族住宅など) については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利 厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの(ショッピングセンターなど)の新規採択を控え る。

<sup>1)</sup> 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

昨年5月に発効した特別協定においては、労務費および訓練移転費は、前協定の枠組を維持する一方、光熱水料等につき一定の削減を図るほか、在日米軍駐留経費負担について米側が一層の節約努力を行うこととしている。さらに、本協定の締結に際し、日米両政府が、より効率的で効果的な在日米軍駐留経費負担とするために、包括的な見直しを行うことでも一致した。

#### (2) 在日米軍駐留経費負担以外の措置など

これらの在日米軍駐留経費負担のほか、政府は在日米 軍施設・区域の提供に必要な経費(施設の借料など)の 負担、同施設・区域の周辺地域における生活環境などの 整備のための措置などを行っている。また、市町村に対 して固定資産税の代替的性格を有する基地交付金<sup>2</sup>などを 交付している。

(図表Ⅲ-2-3-7 参照)

### (3) 駐留軍等労働者

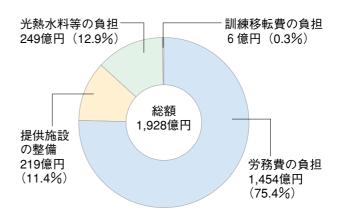
在日米軍施設では、25,499人(平成20年度末現在)の従業員が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊および消防組織の要員、福利厚生施設の職員などとして勤務し、在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない構成要素となり、その活動を支えている。

これらの従業員は、日米地位協定を踏まえ、わが国が 雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛 生管理、福利厚生などに関する事務を行うことにより、在 日米軍の駐留を支援している。

#### 2 在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保

政府は、必要な在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、その民公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法<sup>3</sup>により、使用権原<sup>4</sup>を取得することとしている。

### 図表Ⅲ-2-3-7 在日米軍駐留経費負担の現状(平成21年度予算)



※負担総額は対前年度比:7.5%減

(注) ( )内は構成比

また、政府は、日米安全保障条約の目的達成と周辺地域社会の要望との調和を図るため、在日米軍施設・区域に関する諸施策を推進してきた。

参照 2節4 (P217)

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域においては、米軍人などによる事件・事故の発生が地域住民に影響を与えている。政府としては、米軍に対して兵員の教育、綱紀粛正など、その再発防止策について実効ある措置を講ずるよう求め、再発防止策に協力していくとともに、こうした事件・事故による被害に対しては、迅速かつ適切な補償が行われるよう措置している。

# 3 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全など への取組

在日米軍施設・区域をめぐる環境問題について、00(平成12)年9月、「2+2」会合において、日米両国政府は、在日米軍施設・区域にかかわる環境保護が重要であると

<sup>2)</sup> 総務省が交付する。

<sup>3)</sup> 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

<sup>4)「</sup>権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

の認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には、日本環境管理基準(JEGS)の定期的Japan Environmental Governing Standards 見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について関係省庁が連携して取り組んでいる。また、06(同18)年5月の「2+2」会合においても、環境への適切な配慮を含む日米地

位協定の運用改善の重要性について日米間で確認した。

なお、原子力空母ジョージ・ワシントンに関しては、06 (同18) 年9月以降、日米双方の関係者が参加し、原子力空母に関する防災・安全対策についての実務者協議が継続的に行われている。また、07 (同19) 年からは、政府機関、横須賀市、米海軍などが参加する日米合同訓練が行われており、昨年12月には、原子力空母ジョージ・ワシントンが初めて訓練に参加した。

# **COLUMN**

VOICE

解説

### 米軍と周辺住民との協力・交流活動

在日米軍の駐留には、周辺住民の理解と協力が欠かせません。在日米軍関係者(軍人およびその家族など)と住民との交流は、相互に理解を深める上で役立っています。平成20年度には、防衛省主催により、三沢基地周辺(三沢市)における日米の小学生による雪合戦大会、横田基地周辺(福生市)における市民吹奏楽団や米空軍音楽隊などによる音楽交流などを行い、住民の方からも好評でした。また、在日米軍自身も、「良き隣人」として、長年にわたり周辺

また、在日米軍自身も、「良き隣人」として、長年にわたり周辺住民の方々との交流を積極的に行っています。例えば、横田基地では基地内の敷地を開放し、住民も招いたマラソン大会を毎年行っています。今年1月に開催された際には、約8,600人が参加しました。他にも、各地の在日米軍所在地域では、米軍音楽隊による各種コンサートや基地主催の英会話教室を開くなどして、地域住民との交流に努力しています。



横田基地におけるマラソン大会



日米の小学生による雪合戦大会



米軍音楽隊によるコンサート

- 5) ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議の4項目からなる。
- 6) 日本環境管理基準は、在日米軍の活動と施設が人の健康と自然環境を保護できるよう保証する目的で在日米軍が作成した環境管理基準。 環境汚染物質の取扱と保管方法などを定めている。

# COLUMN

**VOICE** 

解説

## 新隊員の声(海自任期制自衛官)

しまかぜ船務科

1等海士

からすやま まさ し

私は、昨年3月に佐世保教育隊第348期練習員として入隊し、現在は、第1護衛隊群所属の護衛艦「しまかぜ」に乗り組み、通信員として勤務しています。

私が海上自衛隊に入隊した動機は、自衛隊が災害派遣や国際平和協力活動などで活躍している姿をテレビや新聞等を通じて知り、隊員の姿に憧れをもち、「自分もわが国や社会のために働きたい。」と思ったからです。

入隊当初はさまざまな不安がありましたが、最大の不安は、あまり泳げなかったということです。大海原を職場とする海上自衛官は、ある程度泳げることが必要だからです。案の定、初めて実施された水泳能力測定では、基準に到達することができず、水泳能力を向上させることが、教育隊での私の1つの大きな目標となりました。それからは、訓練中はもちろんのこと、課業終了後や週末に、教官や班長の指導、同期の支援を得ながら自主トレーニングを一所懸命に行い、練習員課程修業までに基準に到達することができました。このことにより、同期の大切さを実感するとともに、「絶対にできないということはない。自分の努力次第で成し遂げられるのだ。」という自信が持てるようになりました。

「しまかぜ」に乗り組んでの初めての出港では、4,000トンを超える大きな艦が、まるで木の葉のごとく揺れているように感じられ、「お約束」のとおり、激しい船酔いにかかりました。何度もトイレに駆け込む日々が続き、こんな状態で護衛艦乗りとしてやっていけるのかと不安になりましたが、出港を重ねるにつれ、驚くほど艦内での生活にも慣れ、船酔いも克服することができました。当初は不安だった艦艇勤務ですが、今年2月には、初めて外洋練習航海に参加し、東南アジア方面を歴訪する貴重な経験ができ、自らの成長を実感することができました。

まだまだ護衛艦乗りとしても通信員としても未熟な私ですが、自らの職務に誇りを持ち、一日も早く立派な海上自衛官としてわが国や社会のために貢献する仕事ができるように頑張りたいと思います。



艦橋の通信機器を調整する烏山1士